

平成28年度第1回香川県環境審議会自然環境部会会議録

1 日時

平成28年9月16日(金) 13時00分～14時00分

2 場所

香川県庁 本館 12階 大会議室

3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(7名)

井上和枝、奥村栄朗、金子之史、木村薫、末廣喜代一、増田拓朗、矢本賢

(2) 欠席した委員(3名)

白井章江、原直行、辻岡宗清

4 委員以外の出席者(4名)

(1) みどり保全課 課長 小川剛、課長補佐 高尾勇一郎、副主幹 三好修、
主事 宇都宮広

5 議題

(1) 小豆郡一円におけるニホンジカの捕獲禁止について

6 配布資料

- (1) 次第
- (2) 出席者名簿及び配席図
- (3) 知事からの諮問1件の写し
- (4) 狩猟鳥獣捕獲禁止計画書(案)
- (5) 小豆郡一円におけるニホンジカの捕獲禁止に関する利害関係人の調書
- (6) 【参考資料】 小豆郡一円におけるニホンジカの捕獲禁止に係る資料
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

7 会議録署名委員

井上委員、木村委員

8 議事の概要

審議事項「小豆郡一円におけるニホンジカの捕獲禁止」については、異議のない旨を自然環境部会で決定した。

9 主な意見等

【議事】

(1) 議事録署名人について

井上委員と木村委員を指名した。

(2) 「小豆郡一円におけるニホンジカの捕獲禁止」について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり、意見が述べられた。

発言者	内容
増田委員	狩猟鳥獣捕獲禁止計画書の(4)の平成24年9月に実施した生息密度調査結果から推定した生息頭数は約2,400頭と記載されているが、参考資料の図1を見ると平成28年度に2,400頭と推定されることになるのではないかと。図を見ると平成24年度は3,754頭と推定されているがどうなのか。
事務局	平成24年度に実施した推定生息頭数は糞粒調査をもとに算出した値であ

	<p>る。一方で、参考資料の図1で推定した生息頭数は階層ベイズモデルによる推定（以下「ベイズ推定」という。）という手法を用いて算出した。平成24年度と平成27年度では異なる算出方法を用いたため、生息頭数の推定値に違いが見られる。</p>
増田委員	<p>図1のベイズ推定で見ると、1,000頭以下になるのが平成35年度であって、平成24年度は3,700頭余りである。また、平成28年度は2,400頭である。 平成24年度に2,400頭なら、同一の方法で、35年度はどれくらいになるかを算出しなければならないのではないかと。算出方法を一致させていただきたい。</p>
事務局	<p>平成24年の推定手法は糞粒法である。2,400頭というのは、中央値であって、1,200頭から3,600頭の幅がある。この当時では、糞粒法で推定した結果、減少は明らかだった。ところが、環境省は平成26年度に全国のイノシシとニホンジカの生息状況調査を行うにあたって、ベイズ推定による個体数推定を行った。</p>
増田委員	<p>参考資料の図1を見ながら、計画書の説明を聞くと、疑問が生じる。納得できる説明をお願いしたい。</p>
奥村委員	<p>平成24年度は糞粒法を用い、今回はベイズ推定を用いており、それぞれの段階に於いてどちらも信頼できる数値であって、野生鳥獣の生息頭数の推定ではよく起こることであり、数値だけを見ると誤解を与える。したがって、狩猟鳥獣捕獲禁止計画書の(4)有害鳥獣捕獲の実施については、その当時の推定方法によればということをはっきりわかるように付け加えるなどの修正をしてはいかがだろうか。</p>
増田委員	<p>ベイズ推定によれば、平成28年度の中央値は2,400頭であって、平成35年度には1,000頭以下になるだろうとの記載があれば疑問にならない。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、糞粒法での推定とベイズ推定とを区別して生息数を記述する。</p>
部会長	<p>併せて、中央値だけではなく、幅も括弧書きで示された方がよくわかる。また、狩猟鳥獣捕獲禁止計画書の(5)の個体群管理の実施の欄の文章については、「～調査を実施し、ベイズ推定によって今後の生息頭数を推定したところ、平成28年度は2,434頭であり、計画の管理目標である～」と修正させていただきたいが、よろしいか。</p>
末廣委員	<p>狩猟鳥獣捕獲禁止計画書の5の捕獲禁止を継続する理由についてだが、説明を聞くと、解禁すれば再び絶滅の危機に瀕するというよりも、狩猟事故が懸念されることの印象が強いことから、その部分を詳しく記述してはいかがか。</p>
部会長	<p>昔は小豆島のニホンジカの絶滅が危惧されることから、狩猟による捕獲禁止措置をとってきた。ところが、現在の場合は、全国的なニホンジカの増加に伴う小豆島の状況から考えると、主に巻き狩りによる狩猟が行われるが狭隘な地形であり、狩猟事故が懸念されること、また、小豆島は観光地であるため、観光地における狩猟事故が懸念されることから、引き続き狩猟禁止措置を継続するといった記述が時代に即した理由ではないかと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>そのように修正する。</p>
増田委員	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業は有害鳥獣捕獲とは別なものなのか。</p>
事務局	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業は、県が事業主体となってイノシシとニホンジカの捕獲を行う事業のことである。 昨年5月の法改正によってイノシシとニホンジカを対象に国と県が捕獲事業を行うことができるようになった。</p>
矢本委員	<p>捕獲率25%ほどのようなものか。</p>
事務局	<p>例えば、4,000頭程生息しているうちで、25%の1,000頭を捕獲し、今後もこの捕獲率を継続したとした場合の数値を算出している。</p>
矢本委員	<p>目標頭数はどのくらいを設定しているのか。</p>
事務局	<p>当面、1,000頭を目標としている。</p>
矢本委員	<p>平成27年度の生息頭数2,807頭から見れば、1,000頭の捕獲目標は高すぎないか。</p>

	いか。
事務局	毎年度、生息頭数の推定を行い、その算出した生息頭数に対する25%の捕獲率となる。
奥村委員	<p>島外からの入猟者を制限する中で、将来的に管理を継続していくことができるのか。</p> <p>また、年度別のニホンジカのメスの捕獲数を見ても、オスの捕獲数とあまり変わらない。メスを多くとる作戦を考えてみてはいかがか。</p> <p>次に、有害鳥獣捕獲を進めるよりも、特定鳥獣管理計画の個体数管理として捕獲を進めればよいのではないか。</p> <p>捕獲禁止措置について、異論はないという前提のもと、以上3点をお伺いしたい。</p>
事務局	<p>将来的な管理の見通しについては、参考資料の図5の狩猟免許所持者数の推移を見ても分かるように、地元2町が狩猟免許の取得を推奨していることから、小豆島の狩猟免許所持者数は増加している。さらに、集落ごとに捕獲従事者を確保し、これを猟友会会員が支援する体制が小豆島においては確立されている。そのため将来的にも管理は継続できると考えている。</p> <p>メスの捕獲数については、当初250頭以上を捕獲目標にしており、その目標を当初どおり達成できていると考えている。</p> <p>個体数管理については、有害鳥獣捕獲の奨励金が通年化されるとともに、対象鳥獣にニホンジカが追加されたことを踏まえると有害鳥獣捕獲で対応できると考えている。</p>
奥村委員	小豆島のニホンジカに関しては長い歴史があり、調査もされてきたことから、いろいろなデータが収集されている。日本中のほとんどが現在の捕獲率の倍位をかけても、平成35年度までに半数にするという目標は達成できない状況の中で、小豆島は、このまま継続していけば目標を達成できる見通しもある。ぜひ、今後も適正なモデルとなるような個体数管理を進めてもらいたい。
部会長	事務局の説明の中で個体数管理にシフトすればよいということについての説明はありましたか。
事務局	今年度から捕獲奨励金にニホンジカが追加されるとともに、通年化となったため、有害鳥獣捕獲で対応できると考えている。
部会長	奥村委員の質問の意図は経済的な捕獲に対する出費に対することなのか、意味内容についてなのか。
奥村委員	<p>意味内容についてである。被害に基づく有害鳥獣捕獲ではなく、最初から小豆島のニホンジカの個体数管理という観点から捕獲をするのであれば、個体数管理としてはどうかということである。</p> <p>意図として、県がしっかりと考えているのであれば、形としてはどちらでも構わない。</p>
事務局	<p>奥村委員が言われるとおりであり、第二種特定鳥獣管理計画を策定すれば、有害鳥獣捕獲ではなく、被害がなくても個体数管理ということで捕獲ができる。昔でいう個体数調整であって、県許可において個体数を減少させていた。この捕獲許可者は地元の狩猟者、若しくは、県自ら捕獲を行うことが想定される。全国的には併存しており、有害鳥獣捕獲は地元の被害対応や、自衛的な捕獲の意味合いが強く、この捕獲に対しては農林水産省の捕獲奨励金の対象となることから、小豆島の2町としては、積極的な有害鳥獣捕獲を推進したいという意向である。</p> <p>県の個体数管理は、昨年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しているが、有害鳥獣捕獲では捕獲が困難な場所を、県が上乘せして捕獲をし、個体数管理を効果的に行うということを、第二種特定鳥獣管理計画の中で位置づけている。</p> <p>以前は有害鳥獣捕獲と個体数管理捕獲とは分かれていたが、昨年5月の鳥</p>

	<p>獣法の改正により管理捕獲という観点から一つの言葉となった。したがって、小豆島においては地元2町が行う有害鳥獣捕獲と県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に組み合わせて個体数管理を積極的に行っていくという考え方である。</p>
部会長	<p>まとめると、個体数管理の概念の方が広くて、その中に有害鳥獣捕獲を含む形で、県としては積極的な捕獲を行っていききたいということか。</p>
増田委員	<p>有害鳥獣捕獲に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することで捕獲目標数を目指すということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
矢本委員	<p>参考資料図2の有害捕獲等の状況とあるが、有害鳥獣捕獲だけか。第二種特定鳥獣管理計画で捕獲したものはないのか。</p>
事務局	<p>有害捕獲等であるので有害鳥獣捕獲数に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業において捕獲した頭数を含んでいる。</p> <p>ニホンジカの獣道は道からかなり入った山腹にあるので、地元の有害鳥獣捕獲がそこまで入って行くのは難しいことから、県はその一步踏み込んだ所で、現地を調査しながら捕獲していくことを考えている。</p>
木村委員	<p>小豆島のニホンジカによる森林被害はどのような状況か。</p>
事務局	<p>平成21年、22年頃、生息頭数がピークにあたる時期に、小豆島で糞粒調査を行ったが、1平方キロメートルあたりの生息密度が100頭を越える地域があり、ニホンジカの口のとどく範囲はディアラインといって見通しても何もないほど、下草や木の葉の食害が見られた。</p> <p>また、林業被害については、小豆島の700ヘクタール位は檜林であって、その檜の幹をかじったり、角をこすったりと、甚大な被害を受けていた。</p> <p>最近、そのような場所を訪れてみたが、生息密度が低くなったのか、下草や木の葉は回復してきた。</p> <p>林業被害については、2つ大きな財産区があるが、シカ防止柵を張り巡らせた結果、参考資料図4にあるとおり、ほとんど被害がなくなった。最近は昔ほど酷くはないが、密度の多い地域は、下草が食べられている所がある。</p>
部会長	<p>それでは、狩猟鳥獣捕獲禁止計画書の(4)、(5)、5の説明を詳しく記述し、私まで送って頂くことをお願いしたい。</p>
事務局	<p>今後については、部会長から環境審議会会長に、今回審議いただいた結果を報告いただき、自然環境部会の決議を環境審議会の決議とするための会長の同意をいただいた後、環境審議会会長から知事へ答申いただき、知事が捕獲禁止の決定を行う運びとなる。</p> <p>その後、環境大臣に捕獲禁止の届け出を行うほか、関係市町や関係者等に通知する。</p>
部会長	<p>以上をもって、香川県環境審議会自然環境部会を閉会する。</p>